

幼稚園・保育所の 利用手続きが変わります

これから幼稚園や保育所の利用を申し込む場合

入園・入所の申込みと一緒に支給認定申請(※1)が必要になります。
すでに幼稚園や保育所を利用している場合

引き続きご利用いただくには、幼稚園の場合は、支給認定申請書が必要になります。保育所の場合は、継続入所申込と支給認定申請書が必要になります。(必要書類は利用中の幼稚園・保育所で配布します。)

新制度では、幼稚園等を利用するために、支給認定申請が必要になります。入園・入所の申込みと一緒に各施設で受け付けます。
後日、市が支給認定証を交付します。

入園・入所の募集

市立幼稚園、保育所では、次のとおり来年度の利用者を募集します。

- **幼稚園**
- **入園資格** ▽学齢前1年児(年長児) 平成21年4月2日～平成22年4月

【利用先】幼稚園、認定こども園
2号認定：お子さんが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
【利用先】保育所、認定こども園
3号認定：お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
【利用先】保育所、認定こども園

●市立以外の施設について

赤穂市立以外の施設(私立や市外の保育所や幼稚園、認定こども園)を利用する場合でも、住所地での支給認定証の交付が必要です。この場合は、教育委員会でも育成課にお問い合わせください。
赤穂あけぼの幼稚園への入園を希望される場合、入園の申込みと合わせて、支給認定申請の受付も赤穂あけぼの幼稚園で行う予定です。(平成27年4月から認定こども園となることとが計画されています)

認可外保育所や事業所内託児所については、各施設に直接お問い合わせください。

●保育料について

平成27年度の幼稚園、保育所の保育料等については、これまでと大きく変わることがないよう現在検討しています。決定しましたら、あらためてお知らせします。

男女共同参画市民講座を開催します

| 回 | 開催日 | 場 所 | 講座内容 | 講 師 |
|---|-----------|-----------------|--|------------------------|
| 1 | 10月24日(金) | 市民会館 1階大会議室 | おくすり教室 ～くすりの正しい使い方～ | 薬剤師 三橋隆夫 |
| 2 | 11月10日(月) | 総合福祉会館 3階集会室 | DV、セクハラはなぜ起きる? ～恋愛・家族愛・夫婦愛を見直してみよう。夫唱婦随って素敵なひびき?～ | 川崎医療福祉大学 教授 進藤貴子 |
| 3 | 12月2日(火) | 市民会館 1階大会議室 | ママさん落語家 子育て奮闘記 | 落語家 桂 三扇 |

●問い合わせ先

市民対話課 人権・男女共同参画係
☎43・6818

●時間 午後1時30分～3時

●定員 60名(参加無料)

●事前申込みは不要、興味のある回のみ参加も可能です。どうぞお気軽にお越しください。

※2回目のみ総合福祉会館で開催しますのでご注意ください。

現在、赤穂市の公立幼稚園では4、5歳児保育を実施しており、3歳児保育は実施しておりません。
就労等により家庭で保育ができない場合は、預かり保育を利用してください。

| | |
|--------|----------|
| 赤穂幼稚園 | ☎42・2615 |
| 城西幼稚園 | ☎42・0531 |
| 塩屋幼稚園 | ☎42・0213 |
| 赤穂西幼稚園 | ☎45・1006 |
| 尾崎幼稚園 | ☎42・5292 |
| 御崎幼稚園 | ☎45・1055 |
| 坂越幼稚園 | ☎48・8124 |
| 高雄幼稚園 | ☎48・7185 |
| 有年幼稚園 | ☎49・3537 |
| 原幼稚園 | ☎49・3538 |

1日生まれ▽学齢前2年児(年少児)平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ 就園区域は小学校区に準じます。
● **願書配布** 各幼稚園及び教育委員会でも育成課で配布しています。
● **願書受付** 10月16日(木)、17日(金)の2日間、午後2時30分から5時30分まで、各幼稚園で受け付けます。詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。新制度になっても、幼稚園や保育所での教育・保育の内容は、これまでとは変わりませんが、利用手続きが変わります。

すでに利用されている方も、手続きが必要になりますのでご注意ください。

●問い合わせ先 教育委員会 育成課 ☎43・7065

●保育所

● **入所要件** ▽保育の必要性の認定(※2)で保育の必要があると認定された、生後6ヵ月から小学校就学前までの児童
● **申込用紙等の配布** 11月4日(火)から各保育所及び教育委員会でも育成課で配布します。
● **申込受付** 各保育所において次のとおり実施します。申込み時は児童同伴でお願いします。

| | | | |
|-------|----------|-------|-----------------------|
| 赤穂保育所 | ☎42・3368 | 定員90人 | 11月26日(水) 9:00～14:00 |
| 塩屋保育所 | ☎42・0323 | 定員60人 | 11月28日(金) 9:00～14:00 |
| 尾崎保育所 | ☎42・2297 | 定員60人 | 11月25日(火) 9:00～14:00 |
| 御崎保育所 | ☎42・3338 | 定員45人 | 11月27日(木) 9:00～12:00 |
| 坂越保育所 | ☎48・8458 | 定員45人 | 12月1日(月) 9:00～12:00 |
| 有年保育所 | ☎49・2297 | 定員45人 | 11月27日(木) 13:00～16:00 |

● **入所決定** 保育所の入所決定は、来年2月上旬を予定しています。

平成27年度中に育児(産後)休暇明けにより職場復帰するなど、年度途中に入所予定の方もお申込みください。
定員の都合上、利用調整(入所の調整)をいたしますので、ご希望の保育所に入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

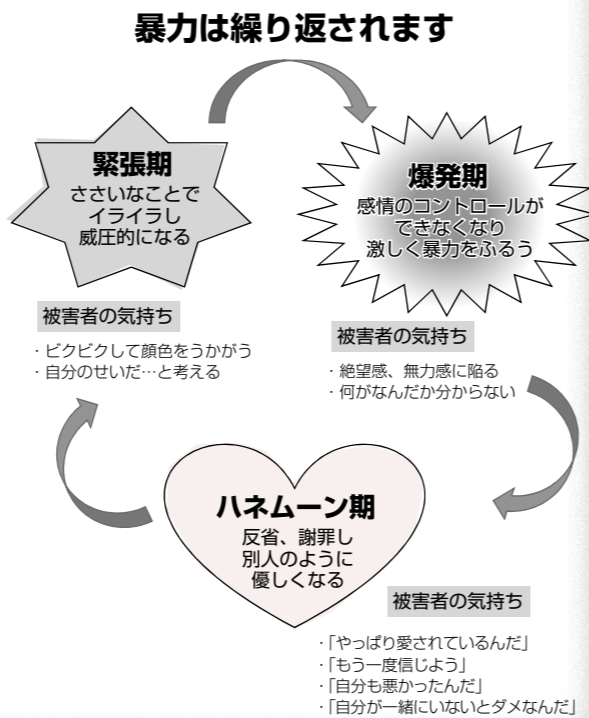
※1 支給認定申請

新制度では、幼稚園や保育所などを利用するために、それぞれの施設を利用できる資格があること(認定(保育の必要性の認定))を受けることが必要になります。認定を受けなければ、幼稚園や保育所、認定こども園の利用ができません。この手続きを支給認定申請といえます。

※2 保育の必要性の認定

新制度では、児童の年齢や保育が必要な事由、保育の必要量によって、1～3号までの認定を受け、その区分によって利用できる施設が決まります。

1号認定：お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合



相談することが解決への第一歩です

DV (ドメスティック・バイオレンス)～配偶者等からの暴力～

DVにはサイクル(周期)があるといわれています。加害者の多くは、暴力をふるったあとに、一転して何度も謝ったり、優しくしたりといった行動をとることがあり、被害者はその様子に期待感を抱き、被害を長引かせてしまうことにつながります。サイクルの期間が短くなるにつれ、暴力は激しくなる傾向があります。ひとりで悩みを抱え込まないで、まずは相談機関や、まわりの信頼できる人に相談してください。

☎市民対話課 人権・男女共同参画係 ☎43・6818

■DVに関する相談窓口

| | |
|--------------------|------------------------------|
| 赤穂市女性交流センター | ☎43・7800 |
| 赤穂市市民対話課 | ☎43・6818 |
| 兵庫県女性家庭センター | ☎078・732・7700 |
| 兵庫県立男女共同参画センター | 女性のためのなやみ相談 ☎078・360・8551 |
| 兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談 | ☎078・371・7830 |
| 神戸地方務局 女性の人権ホットライン | ☎0570・070・810 |

※警察署(生活安全課)でも相談することができます。